

平成30年1月15日

東松山市指定給水装置工事事業者 様

東松山市建設部水道課  
給水受付グループ

先行工事の取扱いの変更について（お知らせ）

平素より、水道事業の発展に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、この度以下のとおり先行工事の取扱いを変更することとなりましたのでお知らせいたします。御理解と御協力をお願い申し上げます。

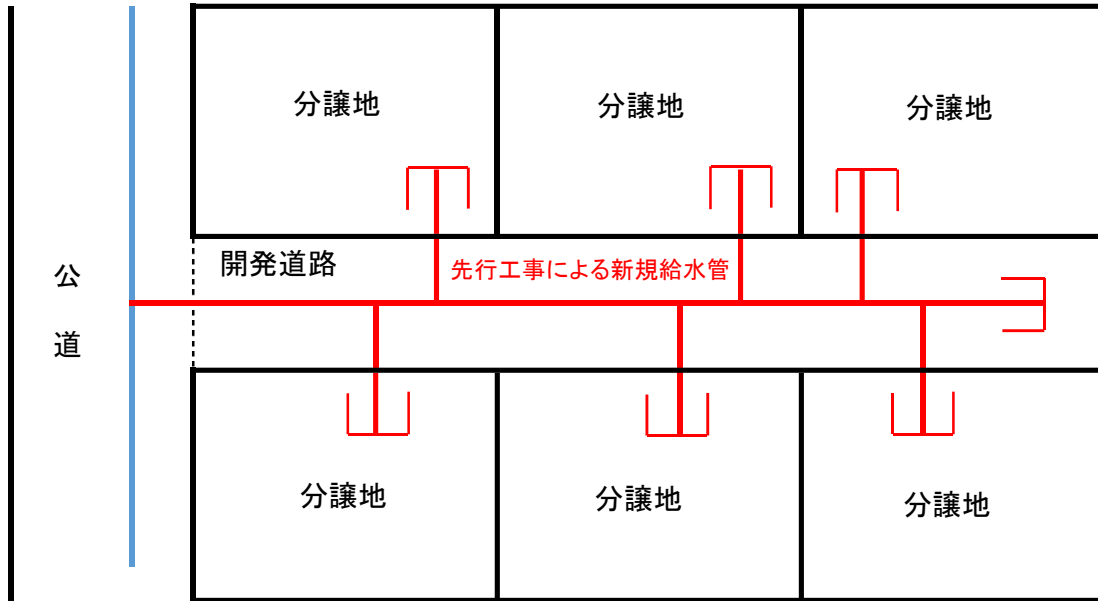
今後の先行工事の取り扱いは、下記のとおりとします。

記

1. 先行工事については、給水装置工事申込書の提出とともに申請手数料を支払うこととする。
2. 開発に伴う道路等の部分に給水管を布設し宅地内へ取り出す先行工事については、申請手数料1件分を支払うこととする。
3. 開発に伴う道路等の部分に給水管を布設する場合、給水装置工事申込書とともに「開発行為に伴う給水管布設に関する誓約書」を提出することとする。
4. 公道部分に埋設してある管より宅地内へ取り出す先行工事については、それぞれの取り出し箇所に応じて申請手数料を支払うこととする。
5. 先行工事のしゅん工時には、しゅん工検査を行う。
6. 建物建設工事等で水が必要な場合は、通常の申請手続きを行う。

①開発に伴う道路(開発道路)の部分に給水管を布設し、宅地内でキャップ止めする方法

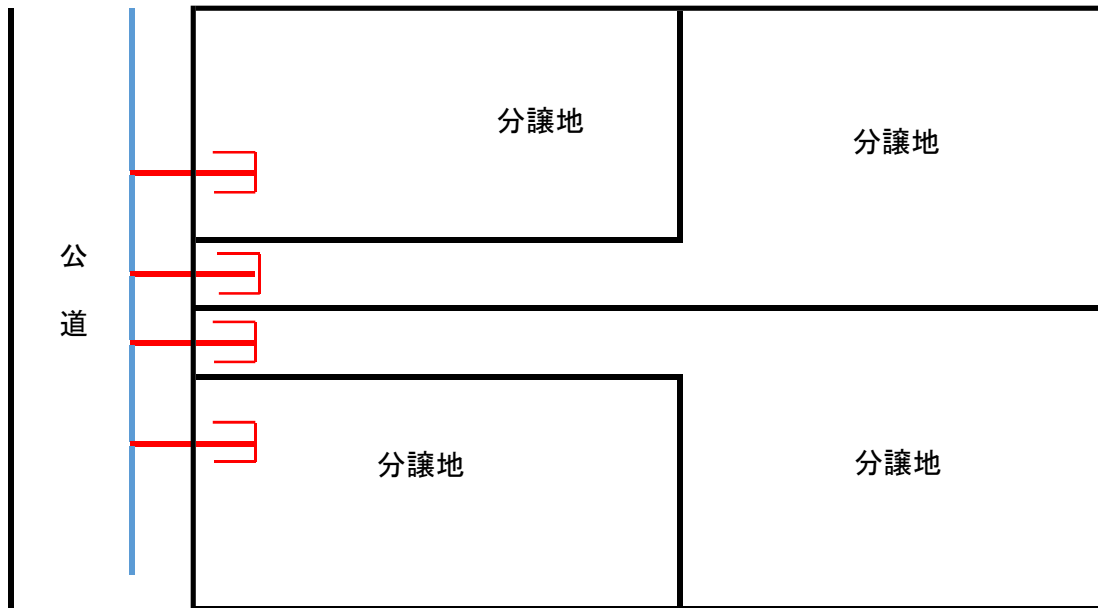
配水管、又は給水管



上記の場合、先行工事による新規給水管、及びそれぞれの宅地内への給水管の工事全てを含み、申請手数料を1件分が必要となります。  
(上記の例:2,000円×1件=2,000円)

②公道部分に埋設された管より取り出し、宅地内でキャップ止めする方法

配水管、又は給水管



上記の場合、敷地に対するそれぞれの取り出し箇所分について申請手数料が必要となります。  
(上記の例:2,000円×4件=8,000円)